

「教育大綱」について

1 法律上の位置づけ

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定。
- (2) 策定主体は地方公共団体の長、策定するときは、総合教育会議において協議を要する。

2 大綱に関する考え方

- (1) 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。
- (2) 地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図る。

3 改定に係る考え方

- (1) 大綱の構成（策定の趣旨、対象期間、教育振興の基本目標など）や分量は、現行の大綱をベースとし、大きな見直しは行わない。
- (2) 基本目標については、国の教育振興基本計画や第二次笛吹市総合計画を踏まえ、必要な修正を加える。
- (3) 取組方針については、関係する個別計画の内容などを踏まえ、主な取組を3～4つ程度記載するとともに、必要な修正を加える。